

第1節 災害復旧・復興計画

全 部

この計画は、震災発生後、一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い地域を構築していくことを目的とする。

具体的な施策については、第2編第3章第1節「災害復旧・復興計画」に準ずる。

第2節 生活再建支援

税務課 市民課 子育て支援課
社会福祉課 産業戦略課
建築住宅課 会計課

市、県及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第2節「生活再建支援」に準ずる。

第3節 住宅復旧支援

建築住宅課

市、県及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第3節「住宅復旧支援」に準ずる。

第4節 産業復興の支援

農林畜産課 産業戦略課

市は、被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第4節「産業復興の支援」に準ずる。

第5節 都市基盤の復興対策

農業政策課 建設課 都市計画課
経営課 施設課 市民協働課

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に地震に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティや被災者の心の健康の維持を含め、物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

具体的な施策については、第2編第3章第5節「都市基盤の復興対策」に準ずる。

第6節 義援金の受入れ、配分

社会福祉課 会計課

市は、大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第6節「義援金の受入れ、配分」に準ずる。

第7節 激甚災害の指定

総務部 農林振興部 建設部
教育部

市は、県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第7節「激甚災害の指定」に準ずる。